

日医発第 1658 号（健Ⅱ）

令和 4 年 1 1 月 2 4 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

渡 辺 弘 司

（公印省略）

産後ケア事業における安全管理の推進について

出産後 1 年を経過しない女子及び乳児に対する心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、市町村及び産後ケア事業の委託を受けた事業者において実施されております。

今般、産後ケア事業を利用中の児の死亡事例が報告されていることから、産後ケア事業における安全管理の推進について、厚生労働省子ども家庭局母子保健課より、各都道府県等母子保健主管部（局）長へ通知がなされ、本会に対し周知方依頼の事務連絡がありました。

本事務連絡では、事業者に対して、事故発生時等の適切な対応についてガイドラインを確認すること等、安全管理の推進が求められています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、郡市区医師会及び会員等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和4年11月21日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

産後ケア事業における安全管理の推進について（依頼）

平素より、母子保健行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び事業の委託を受けた事業者において、「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について（通知）」（令和2年8月5日付け子発0805第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）、「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン」（令和2年8月5日付け子母発0805第1号母子保健課長通知別添）等を踏まえて、実施いただいているところです。今般、産後ケア事業を利用中の児の死亡事例が報告されていることから、事業者における、安全管理を推進いただくよう、下記のとおり依頼いたします。

なお、別添のとおり、都道府県、市町村及び特別区にも依頼していることを申し添えます。

記

1. 利用者の症状の急変時や事故発生時等の対応について

産後ケア事業の委託を受けた事業者においては、産後ケア事業を利用する母子の症状が急変したときや、事故が発生したとき等の対応について、「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン（令和2年8月）」等の内容を、改めて確認いただくよう依頼する。

なお、市町村に対しては、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号子家発1110第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長及び厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長連名通知）の「1. 事故が発生した場合の報告について」、「3. 報告の対象となる重大事故の範囲」及び「5. 報告期限」を参照した報告を依頼しているところであり、各事業所においては、市町村の体制整備にご協力願いたい。

（参考1）産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン（令和2年8月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000658063.pdf>

Ⅲ 産後ケア事業ガイドライン

8 留意すべき点（抜粋）

- ④ 利用者の症状の急変等に緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定する。また、利用者の症状の急変等に備えて、対応マニュアルの整備、定期的な研修を行うことが望ましい。
 - ⑤（略）
 - ⑥ 事業実施に当たり、事故時の報告・連絡・相談のルート、災害時の対応等、必要な事項をあらかじめ取り決めておく。
- ※ ④～⑥については、委託先のみならず、市町村も対応することが望ましい。

（参考2）「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h291110/jiko_houkoku.pdf

2. 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策及び窒息事故防止について

乳幼児突然死症候群（SIDS）は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る、原因の分からない病気である。その予防法は確立していないものの、医学上の理由でうつぶせ寝が勧められる場合以外は、1歳になるまでは、寝かせる時に仰向けにすることで、その発症率が下がるとされているところ。産後ケア事業におけるSIDS対策及び窒息事故防止の推進のため、別添リーフレットの内容について適切に対応されたい。

（別添）乳幼児突然死症候群（SIDS）リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000687166.pdf>

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

産後ケア事業における安全管理の推進について（依頼）

平素より、母子保健行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び事業の委託を受けた事業者において、「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について（通知）」（令和2年8月5日付け子発0805第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）、「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン」（令和2年8月5日付け子母発0805第1号母子保健課長通知別添）等を踏まえて、実施いただいているところです。今般、産後ケア事業を利用中の児の死亡事例が報告されていることから、市町村及び事業者における、安全管理を推進いただくよう、下記のとおり依頼いたします。

また、都道府県におかれては、市町村の産後ケア事業の体制整備について、「妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県事業）」を活用し積極的に支援していただくよう、併せてお願いいたします。

なお、別添のとおり、関係団体にも依頼していることを申し添えます。

記

1. 利用者の症状の急変時や事故発生時等の対応について

市町村においては、産後ケア事業を利用する母子の症状が急変したときや、事故が発生したとき等の対応について、「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン（令和2年8月）」等の内容を、改めて確認いただくよう依頼する。

また、今後の事故発生時等の産後ケア事業の実施施設及び事業者から市町村への報告並びに、市町村から都道府県を経由した国への報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号子家発1110第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長及び厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長連名通知)の「1. 事故が発生した場合の報告について」、「3. 報告の対象となる重大事故の範囲」及び「5. 報告期限」を参照すること。

なお、重大な事故等である場合の都道府県から国への報告先については、厚生労働省子ども家庭局母子保健課とする。

(報告先について)

厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課

TEL : 03-3595-2544

E-mail : boshihoken-1@mhlw.go.jp

(参考1) 産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン (令和2年8月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000658063.pdf>

Ⅲ 産後ケア事業ガイドライン

8 留意すべき点 (抜粋)

④ 利用者の症状の急変等に緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定する。また、利用者の症状の急変等に備えて、対応マニュアルの整備、定期的な研修を行うことが望ましい。

⑤ (略)

⑥ 事業実施に当たり、事故時の報告・連絡・相談のルート、災害時の対応等、必要な事項をあらかじめ取り決めておく。

※ ④～⑥については、委託先のみならず、市町村も対応することが望ましい。

(参考2) 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h291110/jiko_houkoku.pdf

2. 乳幼児突然死症候群 (SIDS) 対策及び窒息事故防止について

乳幼児突然死症候群(SIDS)は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る、原因の分からない病気である。その予防法は確立していないものの、医学上の理由でうつぶせ寝が勧められる場合以外は、1歳になるまでは、寝かせる時に仰向けにすることで、その発症率が下がるとされていると

ころ。産後ケア事業におけるSIDS対策及び窒息事故防止の推進のため、市町村においては、別添リーフレットの内容を産後ケア事業の実施施設及び事業者にも周知を行うなど、適切に対応されたい。

なお、事故予防のための備品（乳児用ベッド等）の購入に要する経費については、国庫補助事業の対象であることを申し添える。

（別添）乳幼児突然死症候群（SIDS）リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000687166.pdf>

睡眠中の 赤ちゃんの死亡を 減らしましょう

SIDS対策
強化月間



乳幼児突然死症候群

睡眠中に赤ちゃんが死亡する乳幼児突然死症候群 (SIDS: Sudden Infant Death Syndrome) という病気があります。

- SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気です。
- 令和3年には81名の乳幼児がSIDSでなくなり、乳児期の死亡原因の第3位です。



乳幼児突然死症候群 (SIDS) について

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、

SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。



1 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発症率が高いということが研究者の調査からわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。



2 できるだけ母乳で育てましょう

母乳育児が赤ちゃんにとっていろいろな点で良いことはよく知られています。母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発症率が低いということが研究者の調査からわかっています。できるだけ母乳育児にトライしましょう。



3 たばこをやめましょう

たばこはSIDS発症の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。

厚生労働省
ホームページで
ご覧いただけます

乳幼児突然死症候群 (SIDS) について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html>

乳幼児突然死症候群 (SIDS) 診断ガイドライン (第2版)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids_guideline.html

お問い合わせ先

乳幼児突然死症候群 (SIDS) については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどでご相談に応じています。



厚生労働省



健康な子どもたち

窒息事故防止のために ☆

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）のほか、窒息などによる事故があります。

ベビーベッドに寝かせ、 柵は常に上げておきましょう



できるだけベビーベッドを使用し、国が定めた安全基準の検査に合格した製品であることを示す、PSCマークが貼付されたベビーベッドを選びましょう。
また、赤ちゃんは日々成長し、できることが増えるため、動かないだろうと油断せず、転落しないように、柵は常に上げておきましょう。赤ちゃんの頭や身体がはさまれないよう周囲の隙間やベッド柵と敷布団・マットレスの隙間をなくしましょう。

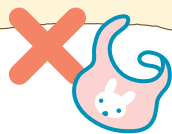


敷布団・マットレス・枕は固めのものを、 掛け布団は軽いものを使いましょう

ふかふかした柔らかい敷布団・マットレス・枕は、うつぶせになった場合に顔が埋まってしまう、鼻や口がふさがれて窒息するリスクがあります。赤ちゃん用の固めの寝具を使いましょう。

掛け布団は、赤ちゃんが払いのけられる軽いものを使用し、顔にかぶらないようにしましょう。また、保護者が添い寝をする時は、赤ちゃんを身体や腕で圧迫しないように注意しましょう。

口や鼻を覆ったり、 首に巻き付くものは置かない ようにしましょう



赤ちゃんは、寝返りをしたり、ずり上がったり、寝ている間も動き回ります。このため、枕、タオル、衣服、よだれ掛け、ぬいぐるみなどが口や鼻を覆ったり、ヒモなどが首に巻き付いたりしてしまいうリスクがあります。

